

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る人員、設備及び運営並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する基準

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る人員、設備及び運営並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成28年告示第109号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第3章 指定第1号訪問事業及び指定第1号通所事業の一般原則</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>—</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>第4章 指定第1号訪問事業</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第5条 指定第1号訪問事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、<u>心身の状態</u>の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第2節 人員に関する基準 (訪問介護員等の員数)</p> <p>第6条 指定第1号訪問事業者が指定第1号訪問事業所ごとに置くべき訪問介護員等(指定第</p>	<p>第3章 指定第1号訪問事業及び指定第1号通所事業の一般原則</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 指定第1号訪問事業者及び指定第1号通所事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>第4章 指定第1号訪問事業</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第5条 指定第1号訪問事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、<u>要支援状態</u>の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは<u>要支援状態(以下「要介護状態等」という。)</u>となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第2節 人員に関する基準 (訪問介護員等の員数)</p> <p>第6条 指定第1号訪問事業者が指定第1号訪問事業所ごとに置くべき訪問介護員等(指定第1</p>

改正前	改正後
<p>1号訪問事業に係るサービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。<u>をいう。</u>以下この節から第5節までにおいて同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>—</p> <p>5 (略) (管理者)</p> <p>第7条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定第1号訪問事業所の管理上支障がない場合は、当該指定第1号訪問事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>第4節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 指定第1号訪問事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合</p>	<p>号訪問事業に係るサービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。<u>以下この節から第5節までにおいて同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定第1号訪問事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定第1号訪問事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。</u></p> <p>6 (略) (管理者)</p> <p>第7条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定第1号訪問事業所の管理上支障がない場合は、当該指定第1号訪問事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>第4節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 指定第1号訪問事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合におい</p>

改正前	改正後
<p>において、当該指定第1号訪問事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第12条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業に係るサービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等__であるか否か並びにその者が要支援者である場合には被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(第1号介護予防支援事業者等との連携等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者に関する市町村への通知)</p> <p>第24条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業に係るサービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なしに指定第1号訪問事業に係るサービスの利用に関する指示に従わな</p>	<p>て、当該指定第1号訪問事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第64条において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第12条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業に係るサービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等（以下「居宅要支援被保険者等」という。）であるか否か並びにその者が要支援者である場合には被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(第1号介護予防支援事業者等との連携__)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者に関する市町村への通知)</p> <p>第24条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業に係るサービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なしに指定第1号訪問事業に係るサービスの利用に関する指示に従わないこ</p>

改正前	改正後
<p>いことにより、<u>心身の状態を悪化</u>させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 サービス提供責任者(第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1号介護予防支援事業者等に対し、指定第1号訪問事業に係るサービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行う<u>ものとする</u>。</p> <p>(4) サービス担当者会議への出席等第1号介護予防支援事業者等__との連携に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5)~(9) (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第31条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所の見やすい場所に、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項__を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定第1号訪問事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定第1号訪問事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定によ</p>	<p>とにより、<u>要支援状態等の程度を増進</u>させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 サービス提供責任者(第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1号介護予防支援事業者等<u>その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者</u>に対し、指定第1号訪問事業に係るサービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行う<u>こと</u>。</p> <p>(4) サービス担当者会議への出席等第1号介護予防支援事業者等<u>その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者</u>との連携に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5)~(9) (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第31条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所の見やすい場所に、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(<u>以下この条において単に「重要事項」という。</u>)を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定第1号訪問事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定第1号訪問事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代</p>

改正前	改正後
<p>る掲示に代えることができる。</p> <hr/> <p>(不当な働きかけの禁止)</p> <p>第33条の2 指定第1号訪問事業者は、第1号事業サービス計画等の作成又は変更の際し、第1号介護予防支援事業者等__又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを当該第1号事業サービス計画等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 指定第1号訪問事業者は、利用者に対する指定第1号訪問事業に係るサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号、第2号及び<u>第6号</u>に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 指定第1号訪問事業計画</p> <p>(2) 第20条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <hr/> <p>(3) 第24条に<u>規定する</u>市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 第35条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等</p>	<p>えることができる。</p> <p><u>3 指定第1号訪問事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(不当な働きかけの禁止)</p> <p>第33条の2 指定第1号訪問事業者は、第1号事業サービス計画等の作成又は変更の際し、第1号介護予防支援事業者等<u>の担当職員等(市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年条例第41号。以下「指定介護予防支援基準条例」という。))</u>第5条第1項に規定する担当職員、同条第2項の介護支援専門員又は第1号介護予防支援事業に従事する者をいう。)又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを当該第1号事業サービス計画等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 指定第1号訪問事業者は、利用者に対する指定第1号訪問事業に係るサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号、第2号及び<u>第7号</u>に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 指定第1号訪問事業計画</p> <p>(2) 第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第42条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 第24条<u>の規定による</u>市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 第35条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等</p>

改正前	改正後
<p>の記録</p> <p>(5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 従業者の勤務の記録</p> <p>(指定第1号訪問事業の具体的取扱方針)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(指定第1号訪問事業に係るサービスの提供に当たっての留意点)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>(1) 指定第1号訪問事業者は、サービスの提供に当たり、第1号事業サービス計画等の作成に当たって行われるアセスメント（介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握することをいい、<u>市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第41号）第34条第7号に規定するアセスメントを含む。第58条第1号において同じ。</u>）において把握された課題、指定第1号訪問事業に係るサービスの提供による当該課題に係る</p>	<p>の記録</p> <p>(6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 従業者の勤務の記録</p> <p>(指定第1号訪問事業の具体的取扱方針)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>指定第1号訪問事業に係るサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p>(9) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由と記録しなければならない。</u></p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>(指定第1号訪問事業に係るサービスの提供に当たっての留意点)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>(1) 指定第1号訪問事業者は、サービスの提供に当たり、第1号事業サービス計画等の作成に当たって行われるアセスメント（介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握することをいい、<u>指定介護予防支援基準条例第34条第7号に規定するアセスメントを含む。第58条第1号において同じ。</u>）において把握された課題、指定第1号訪問事業に係るサービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。</p> <p>(2) 指定第1号訪問事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、<u>他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。</u></p> <p>第2款 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第45条 指定介護予防通所型サービス事業者が指定介護予防通所型サービス事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所型サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（第4款において「指定介護予防通所型サービス事業従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 介護職員 指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型サービス基準省令」という。）第</p>	<p>(2) 指定第1号訪問事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援<u>及び</u>他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。</p> <p>第2款 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第45条 指定介護予防通所型サービス事業者が指定介護予防通所型サービス事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所型サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（第4款において「指定介護予防通所型サービス事業従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 介護職員 指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型サービス基準省令」という。）第20条第1項に規定す</p>

改正前	改正後
<p>20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所型サービス事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護(地域密着型サービス基準省令第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所型サービス事業に係るサービス、<u>指定通所介護又は指定地域密着型通所介護</u>の利用者。以下この款及び次款において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 指定介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所型サービス事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで又は地域密着型サービス基準省令第20条第1項から第8項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第46条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置か</p>	<p>る指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所型サービス事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護(地域密着型サービス基準省令第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所型サービス事業に係るサービス<u>又は指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護</u>の利用者。以下この款及び次款において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 指定介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所型サービス事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項まで又は地域密着型サービス基準省令第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第46条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かな</p>

改正前	改正後
<p>なければならない。ただし、指定介護予防通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第53条 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>2 指定介護予防通所型サービス事業者は、当該指定介護予防通所型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(地域との連携)</p> <p>第53条の2 指定介護予防通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動<u>と</u>との連携及び協力を行う<u>など</u>の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所型サービスに係るサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号、第2号及び<u>第6号</u>に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に</p>	<p>なければならない。ただし、指定介護予防通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第53条 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>—</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(地域との連携)</p> <p>第53条の2 指定介護予防通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動<u>等</u>との連携及び協力を行う<u>等</u>の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所型サービスに係るサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号、第2号及び<u>第7号</u>に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の<u>規</u></p>

改正前	改正後
<p>規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>—</p> <p>(3) 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 従業者の勤務の記録 (準用)</p> <p>第55条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第29条の2、第31条から第36条まで、第37条の2、第38条及び第40条の規定は、指定介護予防通所型サービス事業について準用する。この場合において、第9条中「第27条」とあるのは「第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「指定介護予防通所型サービス事業従業者」と、第25条及び第29条の2中「訪問介護員等」とあるのは「指定介護予防通所型サービス事業従業者」と、第31条中「第27条」とあるのは「第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「指定介護予防通所型サービス事業従業者」と、第37条中「訪問介護員等」とあるのは「指定介護予防通所型サービス事業従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定介護予防通所型サービス事業の具体的取扱方針)</p> <p>第57条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>—</p>	<p>定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第57条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 従業者の勤務の記録 (準用)</p> <p>第55条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第29条の2、第31条から第33条まで、第34条から第36条まで、第37条の2、第38条及び第40条の規定は、指定介護予防通所型サービス事業について準用する。この場合において、第9条中「第27条」とあるのは「第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「指定介護予防通所型サービス事業従業者」と、第25条及び第29条の2中「訪問介護員等」とあるのは「指定介護予防通所型サービス事業従業者」と、第31条中「第27条」とあるのは「第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「指定介護予防通所型サービス事業従業者」と、第37条の2中「訪問介護員等」とあるのは「指定介護予防通所型サービス事業従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定介護予防通所型サービス事業の具体的取扱方針)</p> <p>第57条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの提供に当たっては、当該利用者又は</p>

改正前	改正後
<p>—</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第61条 指定基準緩和通所型サービス事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定基準緩和通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定基準緩和通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第63条 第9条から第18条まで、<u>第20条から第22条まで、第24条、第25条、第29条の2、第31条から第36条まで、第37条の2、第38条、第40条、第44条並びに前節第4款(第55条を除く。)</u>及び第5款の規定は、指定基準緩和通所型サービス事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第63条において準用する第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「指定基準緩和通所型サービス事業従業者」と、第29条の2中「訪問介護員等」とあるのは「指定基準緩和通所型サービス事業従業者」と、第31条中「第27条」とあるのは「第63条において準用する第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「指定基準緩和通所型サービス事業従業者」と、第37条の2中「訪問介護</p>	<p><u>他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(9) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由と記録しなければならない。</u></p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第61条 指定基準緩和通所型サービス事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定基準緩和通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定基準緩和通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第63条 第9条から第18条まで、<u>第20条、第22条、第24条、第25条、第29条の2、第31条から第33条まで、第34条から第36条まで、第37条の2、第38条、第40条、第44条並びに前節第4款(第55条を除く。)</u>及び第5款の規定は、指定基準緩和通所型サービス事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第63条において準用する第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「指定基準緩和通所型サービス事業従業者」と、第29条の2中「訪問介護員等」とあるのは「指定基準緩和通所型サービス事業従業者」と、第31条中「第27条」とあるのは「第63条において準用する第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「指定基準緩和通所型サービス事業従業者」と、第37条の2中</p>

改正前	改正後
<p>員等」とあるのは「指定基準緩和通所型サービス事業従業者」と、第44条中「介護予防通所型サービス事業」とあるのは「基準緩和通所型サービス事業」と第50条及び第53条中「指定介護予防通所型サービス事業従業者」とあるのは「指定基準緩和通所型サービス事業従業者」と、第54条第2項第1号及び第57条中「指定介護予防通所型サービス計画」とあるのは「指定基準緩和通所型サービス計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 書面の作成等に関する特例</p> <p>第64条 指定第1号訪問事業者及び指定第1号訪問事業に係るサービスの提供に当たる者並びに指定第1号通所事業者及び指定第1号通所事業に係るサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、第4章及び第5章の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが<u>想定される</u>又は想定されるもの（第12条第1項（第55条及び第63条で準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>「訪問介護員等」とあるのは「指定基準緩和通所型サービス事業従業者」と、第44条中「介護予防通所型サービス事業」とあるのは「基準緩和通所型サービス事業」と第50条及び第53条中「指定介護予防通所型サービス事業従業者」とあるのは「指定基準緩和通所型サービス事業従業者」と、第54条第2項第1号及び第57条中「指定介護予防通所型サービス計画」とあるのは「指定基準緩和通所型サービス計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 書面の作成等に関する特例</p> <p>第64条 指定第1号訪問事業者及び指定第1号訪問事業に係るサービスの提供に当たる者並びに指定第1号通所事業者及び指定第1号通所事業に係るサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、第4章及び第5章の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが<u>規定されているもの</u>又は想定されるもの（第12条第1項（第55条及び第63条で準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

（施行期日）

1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に関する経過措置）

2 改正後の第31条第3項（改正後の第55条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、適用しない。